

資料編

志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うことにより、保健、医療及び福祉の総合的な供給体制を再編するため、志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

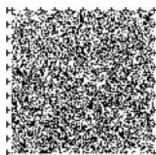
- (1) 高齢者等の保健、医療及び福祉に関する社会的環境の現状の把握及び将来の予測に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (3) 目標年度における保健、医療及び福祉サービスの目標量の設定に関すること。
- (4) 保健、医療及び福祉サービスの供給体制の在り方の調整に関すること。
- (5) 介護保険料の設定に関すること。
- (6) その他高齢者等の保健、医療及び福祉に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会の職員
- (2) 老人クラブの会員
- (3) 民生・児童委員
- (4) 居宅サービス事業所の職員
- (5) 地域密着型サービス事業所の職員
- (6) 介護保険施設の職員
- (7) 介護支援専門員
- (8) 医療施設の職員
- (9) その他市長が適当と認める者



(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

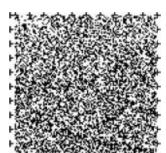
附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年5月1日から施行する。

(この告示の失効)

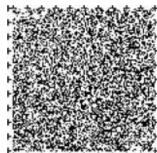
2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。



志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿

種 別	施設及び団体名	名 前
医師会及び歯科医師会の関係者	みやじクリニック	宮路 紀昭
医師会及び歯科医師会の関係者	なかしま歯科クリニック	中島 弘幸
介護予防に関する職能団体の関係者	歯科衛生士	川上真理子
介護サービス事業者 及び 介護予防サービス事業の関係者	志布志在宅介護総合センター賀寿園	平内さとみ
	在宅介護センターやっちゃん 居宅介護支援事業所	別府八重子
	小松の里居宅介護支援事業所	伊藤 晴美
	曾於医師会立訪問看護ステーション	木藤 みづえ
	びろうの樹(グループホーム)	菅屋 健作
	小規模多機能ホームひなたぼっこ	井畠 清則
介護保険被保険者の関係者		吉松 弘文 ◎
介護保険被保険者の関係者		坂ノ上きよ子 ○
介護保険被保険者の関係者		本田恵美子
介護保険被保険者の関係者		中西 浩二
社会福祉保健関係団体の関係者	社会福祉協議会	有馬美津枝
社会福祉保健関係団体の関係者	民生委員	宮吉涼子
社会福祉保健関係団体の関係者	公民館代表	渡 定
社会福祉保健関係団体の関係者	老人クラブ代表	児玉 幸夫
権利擁護、地域ケア等に関する学識 経験者を有する者	人権擁護員	谷口 誠一
就労支援団体の関係者	シルバー人材センター	福岡 勇市
行政機関アドバイザー	大隅地域振興局 健康企画課 技術補佐兼健康増進係長	福元 法子

◎…委員長、○…副委員長



志布志市認知症ケアパス「認知症 得ダメ♪情報」

志布志市 認知症簡易チェックサイト

リンク先 ⇒ <http://fishbowindex.net/shibushi/>
携帯電話・スマートフォンでQRコード一発応答の機能を
お持ちの方は、QRコードをご利用ください。

これつて認知症?
日常の暮らしの中で、認知症ではないかと思われる行動などを基に簡単にチェックできるものです。
医学的な診断基準ではありませんが、暮らしの中での目安として参考にしてください。

当てはまるものにチェックしてください。

「もの忘れがひどい」
□電話を今切ったばかりなのに、相手の名前を忘れる。
□同じことを何度も言う・問う・うるさい。
□しまい忘れ、書き忘れが増え、いつも探し物をしている。
□財布・通帳・衣類などを盗まれたことを覚えている。
□判断・理解力が悪くなる。
□料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった。
□新しいことが覚えられない。
□話のつなぎがない。
□テレビ番組の内容が理解できなくなったり。
「時間・場所がわからない」
□終束の日や場所を間違えるようになつた。
□慣れた道でも迷うことがある。
□「人柄が変わった」
□些細なことで怒りっぽくなつた。
□周りへの気づかいがなくなり固くなつた。
□自分の失敗を人のせいにする。
□「このご当地子がおかしい」と周囲から言わされた。
「不安感が強い」
□ひとりになると怖がったり寂しがったりする。
□外出時、持ち物を何度も確かめる。
□頭が変になつたと本人が訴える。
「意欲がなくなる」
□下着を替えず、身にこなみを構わなくなつた。
□趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなつた。
□ふさ込んで何をするのも億劫がり嫌がる。

レベル1 0~1つ … そんなに心配することはないと思われます。
レベル2 2~3つ … ご心配でしたら、お気軽にご相談ください。
レベル3 4つ以上 … 専門家をお待ちしております。ご相談ください。

※結果「いかがわすご心配の方」は専門機関にて
ご相談されることをお勧めします。

出典 公益社団法人認知症の人と家族の会

認知症 得ダメ♪情報
～オレンジケアバス～

認知症の人と、どのように接すれば良いか
迷ったときは

共に支えあい 生き生きと
笑顔で暮らせる志布志市を目指して

は ジ め に

「認知症かな?」と
思ったとき

認知症とは、様々な原因で脳の細胞が死んだり、働きが悪くなったりすることによって、記憶や
判断力に障害が起り、社会生活や対人関係に支障が出ている状態（おおよそ6か月以上維持）
を指します。

特別な病気ではありません！

高齢者の人に「人は認知症又はその予備軍と言われ、今後も増えしていくことが予測されています。
また、決して他人事ではなく、誰もが発症する可能性のある身近な脳の病気です。
【もし】認知症になったら…」「認知症かも…」「不安に思っていませんか？」

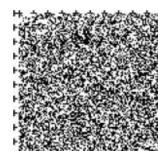
認知症は、早く気付いて、正しい知識を持ち、状況に応じて適切に切れ目なく対応をすることで、
その進行を緩やかにすることがでできます。

症状の進行とともに、生活の支援や介護が必要になります。家族を始めとして、地域の方々の
協力を得ることができれば、住み慣れた地域の中で、その人らしい生活を続けることができる可能
性が広がります。

*地域全体で認知症を理解し、一体となって支援を行っていくことが重要です★

「認知症 得ダメ♪情報」は、認知症の方やその家族、近くの方が認知症の疑いや診断を受
けたときから、その方の進行状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ける
ことができるのか、具体的なイメージを持ち、相談することができるようにするために作成しま
した。

穏やかに安心して暮らしていくために
お役に立てれば幸いです。



認知症の進行に合わせて受けられるサービスの支援体制図

認知症の進行に合わせた介護保険サービス、その他の支援を上手に利用しましょう。

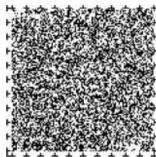
認知症の進行（右に行く程発症から時間が経過、進行している状態）

【資料3】



認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りが必要な状況	日常生活に手助け、介護が必要な状況	常に介護が必要な状況
本人の様子 (みられる症状や行動の例ですが個人差があります)	・物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している。 (やつておきたいこと・決めておきたいこと) (家族へのお願い)	・買い物や事務、金銭管理等にミスがある。が、日常生活はほぼ自立している。 ・新しい事がわからないと驚く。 ・料理、片付け、計算などのミスが多くなる。 ・買物など今までできることにミスが目立つ。 ・自分で話題等で取り組もうとなる。	・服薬管理ができない、電話での応対など人が困る。 ・財布などを落としたと言いつづく。 ・買物など今までできることにミスが目立つ。 ・時間、日時、季節が分からなくなる。 ・感覚が钝くなる。	・看替えや食事、トイレ等がうまくない。 ・財布などを落したと言いつづく。 ・買物など今までできることにミスが目立つ。 ・時間、日時、季節が分からなくなる。 ・感覚が钝くなる。
家族の心構え (やつておきたいこと・決めておきたいこと) (家族へのお願い)	・認知症を予防するため規則正しい生活を心掛けましょう。 ・対応することで愚やわらかな経過をとどめたり、いざなう。 ・症状を悪化させる原因にもなります。・間違った対応は本人の精神、家族や親しい友人など周囲の人へ病気のことを伝えておきましょう。	・介護保険サービスを利用したり、家族の集いの場に参加しましょう。 ・戸惑うようないきな事事が増え、介護が難しくなった時に家族以外の人の介護に慣れておくと、スムーズな対応ができるます。	・認知症が進行した後の生活について施設や在宅サービスについて相談しておきましょう。 ・一人の視点に立って、家族間で相談しておきましょう。	・認知症が進行した後の生活について施設や在宅サービスについて相談しておきましょう。
介護予防・悪化予防 ・他者とのつながり	特定・長寿健診 ・介護ごくらない島の健康検査室(いくじん体操教室) ・生徒・児童・生徒支援団	・元気度アップ・ポイント活動 ・老人クラブ活動 ・元気度アップ・ポイント活動 ・老人クラブ活動	・元気度アップ・ポイント活動 ・老人クラブ活動 ・認知症地域支援推進員 ・集客・伝統行事	・高齢者認用ヘルパー制度 ・通所介護・通所介護 ・自己介護・専業などの生活支援 ・訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ
仕事・役割支援	シルバーハウスセミナー地域サロン支店 ・生徒学習講座	元気度アップ・ポイント活動 ・老人クラブ活動	認知症地域支援推進員 ・集客・伝統行事	元気度アップ・ポイント活動 ・老人クラブ活動 ・集客・伝統行事
安否確認・見守り	近隣 ・自治会 ・民生委員 ・地区協議会	見守り協力員 ・認知症サポート ・民間介護事業者(郵便局・金融機関・新聞記者・ガス会社・電力会社)	成年後見人制度 ・消費者トラブル相談窓口	警察 ・消防 ・緊急連絡システム
生活支援	福祉サービスの利用手続 ・食事を届けてくれる(配食サービス・民間弁当屋)	移動販売車 ・商品配達サービス	掃除・調理・買い物など介護保険外の家庭援助(たすけあい・シルバーサービス・民間)	
医療	「認知症か?」と思ったら、気軽に相談・受診をする(かかりつけ医・もの忘れ外来)		受診が難しいときは、自宅まで医師や看護師が来てくれる【訪問診療・訪問看護・訪問リハビリ】	
介護			悪化させないためのリハビリや身体介護 ・生活支援を利用できる【訪問介護・通所介護・ショートステイ】	
家族支援		地域包括支援センター ・認知症カウンター	認知症カウンター ・認知症地域支援推進員 ・認知症同士の情報交換・交流をしたいとき(認知症家族会・介護者のつどい)	
緊急時支援		地域包括支援センター ・介護支援専門員・精神科病院	警察 ・消防	

認知症の人を支援する体制等



用語集

英文字

ICT

[information and communication technology]
情報通信技術。ITとほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われる。

MC-Net（そおMC-Net）

曾於地域内の医療・介護の事業者が、株式会社日本エンブレース社が提供するMCS（メディカル・ケアステーション）を利用し、利用者に関する情報を共有し、医療と介護が切れ目なく提供される地域づくりを目指すもの。

あ 行

インフォーマル

近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的なもの。

か 行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。
「介護支援専門員」は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称でもある。

介護報酬

介護サービス提供事業者や介護保険施設に支払われる報酬。医療保険における診療報酬に当たる。

介護予防・日常生活支援総合事業

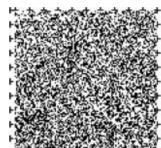
市町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成23年（2011年）の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成26年（2014年）の制度改革により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメントがあり、要介護（要支援）認定で「非該当」に相当する第1号被保険者（高齢者）や要支援1・2と認定された被保険者を対象とする。

ケアプラン（介護サービス計画）

利用者個々のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、ケアマネジメントという手法を用い、利用者・家族と相談しながら作成するサービスの利用計画のこと。ケアプランは、①利用者のニーズの把握、②援助目標の明確化、③具体的なサービスの種類と役割分担の決定、といった段階を経て作成され、公的なサービスだけでなく、インフォーマルな社会資源をも活用して作成される。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展



開の方法。①インテーク（導入）、②アセスメント（課題分析）の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、④ケアプランの確定と実施（ケアプランに沿ったサービス提供）、⑤モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑥評価（ケアプランの見直し）、⑦終了、からなる。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。介護保険においては、「居宅介護支援」「介護予防支援」などで行われている。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高額医療合算介護サービス費

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度。それぞれ年間の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超えた分が払い戻される。

高額介護サービス費

介護保険では、1か月間に利用したサービスの、1割または2割の自己負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、世帯合計額）が、負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給される（償還払い）。高額介護サービス費の支給を受けるには、介護保険担当窓口に「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要。

さ 行

サロン

だれもが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする場。

社会福祉協議会

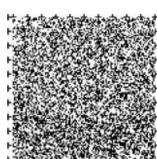
社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、一般的には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。介護保険制度下のサービスを提供している社協もある。

社会福祉士

社会福祉の専門職で、高齢者、身体障がい者、知的障がい者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、関係者との連絡調整、その他の援助を行う専門職。

シルバー人材センター

定年退職者などの高齢者に、「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは、特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化への貢献を目的とする組織である。



生活習慣病

がん、脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、高尿酸血症など、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に関与していると考えられる疾患の総称。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人材。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などがこれらの人への意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人にかわって財産管理や、身上監護などを行う。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護などを自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるようあらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」がある。

た 行

第1号被保険者

市内に住所を有する 65 歳以上の方をいう。第 1 号保険者の保険料は、政令に定める基準に従って市町村が定めた保険料率によって算定する。ただし、第 1 号被保険者が介護保険施設に入所するために住所を変更した場合は、変更前の市町村の被保険者となる。(住所地特例)

団塊の世代

昭和 22 年から昭和 24 年までの 3 年間にわたる第一次ベビーブームに出生した人々をさす。

地域ケア会議

地域包括ケアシステムの実現に向け多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくための手法または協議体。

地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。平成 26 年度の制度改正により、要支援者を対象とした予防給付の訪問介護及び通所介護が地域支援事業に移行され、これにより「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から構成される。

地域包括ケアシステム

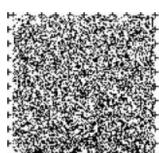
高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活ができるように、医療、介護、生活、予防、住まいの 5 つの領域を含めた様々な支援サービスが包括的に、切れ目なく提供される仕組みのこと。

地域資源

地域住民を支えるための関係機関や専門職、あるいは地域のボランティアなど人的・物的な様々な資源をさす。

地域包括支援センター

地域の高齢者的心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。市町村および老人介護



支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

地域密着型サービス

要支援・要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村をさらに細かく分けた日常生活圏域の単位で整備されるサービス。サービス基盤の整備状況に応じて市町村が事業所の指定及び指導・監督を行う。

調整交付金

国は、介護保険の財政の調整を行うため、第1号被保険者の年齢階級別の分布状況、第1号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

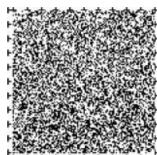
特定入所者介護サービス費

特定入所者介護サービス費とは、介護保険制度にて、所得が低い要介護者が施設サービスなどを利用した場合に係わる食費・居住費の負担を軽くするために支給される介護給付。

な 行

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。



認知症

一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下したり、失われたりすることをいう。介護保険法によれば、認知症は「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義されている。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、各専門職や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をしたり、情報交換をしたりすることを目的としている。

認知症ケアパス

各地域において、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けることができるのかを、認知症の人の状態の変化に応じて分かるよう標準的な流れを示したもの。

認知症サポートー

認知症の人と家族への応援者であり、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守るなど、自分のできる範囲で活動するボランティアのこと。市町村等が開催する認知症の養成講座を受講すれば、誰でもなることができる。

認知症地域支援推進員

認知症の人への効果的な支援のために医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人材。

は 行

パブリックコメント

行政機関が政策や、制度を定める計画・条例等を決める際、その案や素案について、広く市民に公表し、寄せられた意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する考え方と、その検討結果を公表する一連の手続のこと。パブコメともいう。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、特に避難時に支援が必要な人を避難行動要支援者という。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

保険者

制度の運営主体のことをいい、介護保険制度では、市町村が保険者となる。

ボランティア

社会を良くするために、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供などを行う人をいう。

ま 行

民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。住民の生活状態を適切に把握すること、援助を必要とする者が、福祉サービスを適切に利用するための情報提供の援助を行うことなどを職務としており、「児童福祉法」による児童委員を兼務する。

や 行

要介護(要介護状態)

身体または精神上の障害により入浴・排泄・食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護を必要とし、要介護認定の要介護1から5のいずれかに該当する状態。

要支援(要支援状態)

要介護状態となるおそれがある状態。身支度・洗濯・買い物など身の回りのことができないなど日常生活に支障があり、要支援認定の要支援1または2に該当する状態。

ら 行

老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対して、その心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とした法律。

リハビリテーション

心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、高齢者や障害者の能力を最大限に發揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。

